

令和7年度 山形大学附属特別支援学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持することを目的に、本校は、設置者である山形大学（以下 運営部）、保護者、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話、SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。また、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。加えて、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟に対応する。

<いじめの態様>

山形県の基本方針により、具体的ないじめの態様は、次のとおり示されている。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

<いじめの解消>

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ防止に関する取組の年間計画

月	具体的取組	月	具体的取組
4 月	・ いじめ防止対策委員会① ・ 職員へのいじめ防止研修会① ・ 児童生徒への相談の受入体制の周知① ・ P T A 総会でのいじめ防止啓発 ・ 教育懇談週間①	1 0 月	・ 教育懇談週間②
5 月	・ 児童生徒会でのいじめ防止啓発	1 1 月	・ 児童生徒会でのいじめ防止啓発 ・ いじめアンケートの実施②
6 月	・ いじめアンケートの実施① ・ いじめ防止対策委員会②	1 2 月	・ いじめ防止対策委員会③ ・ 職員へのアンケート②の結果報告、指導・支援等の共通理解 ・ 職員へのいじめ防止研修会③ ・ 保護者へのアンケート②の結果報告、指導・支援等の報告、いじめ防止啓発
7 月	・ 児童生徒会でのいじめ防止啓発 ・ 職員へのアンケート①の結果報告、指導・支援等の共通理解 ・ 職員へのいじめ防止研修会② ・ 保護者へのアンケート①の結果報告、指導・支援等の報告、いじめ防止啓発	1 月	・ 児童生徒への相談の受入体制の周知③
8 月	・ 児童生徒への相談の受入体制の周知②	2 月	・ 児童生徒会でのいじめ防止啓発 ・ 教育懇談週間③
9 月	・ 児童生徒会でのいじめ防止啓発	3 月	・ いじめアンケート②の結果を受けての状況確認

3 学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

組織の名称：「いじめ防止対策委員会」

構 成 員：校長、教頭、教務主任、各学部主事、生徒指導主事、

（必要に応じて）養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学識経験者

会 議 日：定例会（年3回）、臨時会（いじめ発生時に開催）

具体的な役割

【未然防止】

✧ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

✧ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を定期的に行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）
- ※ 会議記録や児童生徒への指導及び支援を行った記録は、適切に管理する。

4 いじめの未然防止に向けて

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定めたり、具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。（「学校いじめ防止プログラム」の参照）

（１）安心して過ごせる学級づくり

児童生徒理解に努め、信頼関係を構築し、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。一人一人の「居場所」や「存在感」がある学級づくりに努める。

（２）学校教育活動全体を通じた道德教育の推進

学校教育全体を通じた道德教育全体計画の活用と改善を推進していく。また、道德教育の要となる道德の時間においては、生命を大切にする心や思いやりの心を持ち、相手の立場に立ってかわる児童生徒を育てる。

（３）児童生徒会の主体的な活動の推進

「いじめをしない、させない」学校にしていくために、児童生徒に対し「相手のことを考えて行動すること」や「誰に対しても優しく接すること」等の理解を促すとともに、いじめの防止につながる児童生徒の自主的な取組を推進することを働き掛けていく。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通して行われるいじめについて情報収集に努め、児童生徒や保護者に対していじめ防止の啓発を図る。また情報モラルやインターネットに関わるルールについて、児童生徒とともに学ぶ機会づくり、保護者も交えながら適切な利用について促す。児童生徒の実態に応じて専門家を招き、研修会を実施する。

（５）保護者・地域との連携

P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、学校ホームページ等を通じ、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。また学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(6) 教員の校内・校外研修

いじめに関する様々な取組を理解し、指導・支援に生かすために、校内研修会を実施する。また生徒指導主事を中心に、校外のいじめに関する研修に参加し、情報を収集することに努めるとともに、全教職員に共有し、指導・支援に生かしていく。

5 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための具体的な取組

①いじめ解決に向けた情報共有の強化

いじめのサインを発見した際には、その情報をいじめ防止対策委員に報告し、学部の教員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けて情報の共有を図る。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、学部主事等に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。また日頃の学校生活の中で作成、取得したメモ等はそのままにせず、児童生徒の目に触れることがないように適切に管理する。また取得した情報は、情報共有のため統一の様式に合わせて文書の作成、管理を行う。

②学校と家庭の連携

発見したいじめのサインについては、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭に知らせていくことに加え、家庭用チェックリストやいじめに関する保護者アンケートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

原則6月と11月に定期的ないじめ実態を把握するアンケートを実施することにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施に当たっては、児童生徒の実態に応じて、記入用紙を工夫したり、落ち着いて記入することができる環境を整えたりするなどの配慮を行う。

④相談の受け入れ態勢の周知

学期の始めに、「気になること」や「相談したいこと」があるときには、担任や学部の教員など本校職員の誰にでも伝えてよいことを児童生徒及び保護者に周知し、相談体制を整えていく。また本校の教員等には伝えにくいときには、山形県教育センターの「教育相談」等の利用も可能であることを周知していく。

6 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、学校の設置者に報告するとともに、当該いじめの関わる児童生徒の保護者に連絡する。（いじめ早期発見・事案対処マニュアル参照）

(2) いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめられた児童生徒への対応

- ・ いじめの行為から、徹底して守り通す。
- ・ 安全確保のための教員の見守りを強化する。
- ・ 3か月を目安としたいじめ解消に向け組織的に対応し、心のケアと支援に努める。

イ) いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・ いじめに関する事実経過を説明する。
- ・ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。

②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめた児童生徒への対応

- ・ 自分の行動を振り返ったり、相手の気持ちを考えたりして、適切な行動の仕方を伝える。
- ・ 自分の特性を理解し、穏やかに生活することができるよう支援していく。

イ) いじめた児童生徒の保護者への対応

- ・ 事実経過を丁寧に説明し、家庭における指導を依頼する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及び保護者への謝罪について相談する。
(教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。)

③周囲の児童生徒への働き掛け

- ・ 周囲の友達の気になる様子を見つけたときには、教員に相談してよいことを伝える。
- ・ よりよい学級や集団をつくることの大切さを再度確認していく。

(3) 所轄警察署との連携

必要に応じて、山形警察署生活安全課に連絡を取る。TEL 023-627-0110（内線283）

7 重大事態の定義と対応

いじめ防止対策推進法（抄）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（１） 重大事態とは

法第 28 条の規定に基づき、山形大学長（以下「学長」という。）又は校長が次に掲げる場合に該当すると判断したものをいう。

- ①いじめにより附属学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより附属学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合とは＞

- ア 児童生徒が自殺を図った場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

＜相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とは＞

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、当該目安にかかわらず、学長又は校長の判断により、重大事態として扱う。

（２） 重大事態に関する申立てがあったときの対応

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（３） 重大事態発生時の対応

運営部が策定した「山形大学附属学校（園）重大事態対応フロー図」（8 ページ参照）に従って対応する。

- ①校長は、重大事態が発生した疑いがあると認めるときや重大事態が発生した場合は、直ちに運営部に（大学）へ報告する。
- ②運営部（大学）と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、第三者的立場の弁護士等を加えるようにする。
- ③保護者対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決める。
- ④マスコミ対応については、運営部と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を教頭に一本化する。
- ⑤上記の組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
- ⑥調査結果に基づいて、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
- ⑦いじめを受けた児童生徒・保護者といじめを行った児童生徒・保護者双方への支援を行う。
- ⑧正常な学校教育活動を維持するために、関係した児童生徒への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

＜設置者が調査主体となる場合＞

- ①従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止には必ずしも十分な結果を得られないと運営部が判断する場合。
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

＜重大事態の調査組織の構成＞

- ①弁護士、精神科医、学校経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ②学校が調査主体となる場合の調査組織の構成については、第三者のみで構成するか、既存の「学校のいじめ防止等の対策のための組織」に第三者を加える体制とするかなど、運営部が適切に判断する。

附則

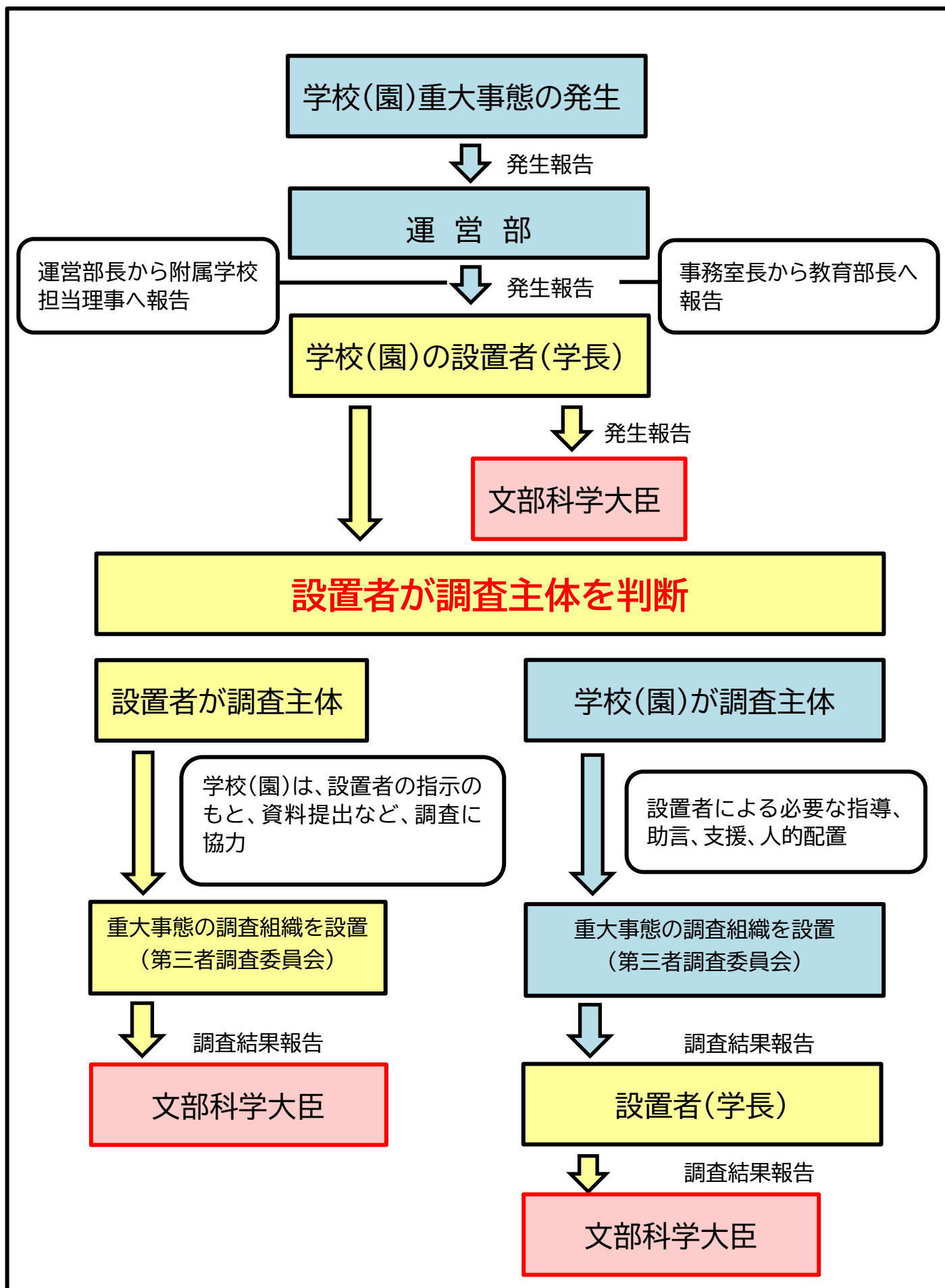
平成26年4月1日策定

平成30年3月9日改訂

令和 3年2月1日改訂

令和 6年4月5日改訂

令和 7年4月9日改訂



山形大学附属学校(園)重大事態対応フロー図

令和7年度 山形大学附属特別支援学校 いじめ防止プログラム

「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」 ○魅力ある授業の実施 ○学級経営・生徒指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童生徒	〔各学部道徳〕 生命の尊さ	〔各学部道徳〕 親切、思いやり、相互理解	いじめ アンケート①			〔各学部道徳〕 よりよい学校生活、集団生活の充実 親切、思いやり、相互理解		いじめ アンケート②	スマホ 安全教室		〔各学部道徳〕 生命の尊さ	
		児童生徒会で いじめ防止啓 発		児童生徒会で いじめ防止啓 発		児童生徒会で いじめ防止啓 発		児童生徒会で いじめ防止啓 発			児童生徒会で いじめ防止啓 発	
学校教育活動全体を通じた、道徳教育の推進 / 特別の教科 道徳の時間の重点「生命を大切にすること」「思いやりの心」「相手の立場に立ってかわる」												
教員	校内研修①	懇談で様子の 聞き取り	いじめ アンケート① の集約・共有	校内研修②			懇談で様子の 聞き取り	いじめ アンケート② の集約・共有	いじめ防止対 策委員会②	児童生徒への 「いじめ相談 窓口」の周知		懇談で様子の 聞き取り
	いじめ防止対 策委員会①								校内研修③			
	児童生徒への 「いじめ相談 窓口」の周知		いじめ防止対 策委員会②	教職員へ アンケートの 結果の周知	児童生徒への 「いじめ相談 窓口」の周知				教職員へ アンケートの 結果の周知			いじめ アンケート② の結果を受け ての状況確認
	保護者会で 取組の周知			保護者へアン ケート結果と 取組の周知					保護者へアン ケート結果と 取組の周知			

いじめの未然防止に向けて

- (1) 学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- (2) 児童生徒会の主体的な活動の推進
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- (4) 保護者・地域との連携

いじめの早期発見に向けて

- ① 校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化
- ② 学校・家庭・地域のネットワークづくり
- ③ 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施
- ④ 相談窓口の設置と周知

いじめ早期発見・事案対処マニュアル

山形大学附属特別支援学校

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 本人からの訴え
- 児童生徒（本人を除く）からの情報
- 児童生徒（本人）の保護者からの情報
- 学校以外の関係機関からの情報
- 養護教諭等による発見
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ防止対策委員会の召集）

○ 把握者 → （学級担任等） → 学部主事・生徒指導主事 → 教頭 → 校長

【事実確認・方針決定】（いじめ防止対策委員会における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携

【いじめへの対処】

- いじめを受けた児童生徒への支援
- いじめを受けた児童生徒の保護者への支援
- いじめを行った児童生徒への指導
- いじめを行った児童生徒の保護者への助言
- 周囲の児童生徒への働き掛け
- 山形大学運営部への報告
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣要請
- 関係機関への相談（児童相談所、警察等） 必要に応じて
- いじめの解消の判断

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
校 内	□ いじめの行為から、徹底して守り通す。 □ 安全確保のための教員の見守りを強化する。 □ 3か月を目安としたいじめ解消に向け組織的に注視し、心のケアと支援に努める。	□ 自分の行動を振り返ったり、相手に気持ちを考えたりして、適切な行動の仕方を伝える。 □ 自分の特性を理解し、穏やかに生活することができるよう支援していく。	□ 周囲の友達の気になる様子を見つけたときには、教員に相談してよいことを伝える。 □ よりよい学級や集団をつくることの大切さを再度確認していく。
保 護 者	□ いじめに関する事実経過を説明する □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 事実経過を丁寧に説明し、家庭における指導を依頼する □ いじめを受けた児童生徒及び保護者への謝罪について相談する。	□ 当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 原因の詳細な分析□ 事実の整理、指導方針の再確認□ 必要に応じて外部の専門家等による助言○ 学校体制の改善・充実□ 生徒指導体制の点検・改善□ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等□ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none">○ 教育内容及び指導方法の改善・充実□ 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し□ 豊かな心を育てる指導の工夫□ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 家庭、地域との連携強化□ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開□ アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施□ P T A 活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成 |
|--|---|---|